

法務省矯成第3338号

平成19年5月30日

改正 平成28年5月31日法務省矯成第1518号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の収容の開始に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、被収容者の収容の開始に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3278号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3279号当職依命通達「被収容者の収容の開始に関する訓令の運用について」（以下、「旧通達」という。）の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

1 指紋に関する事務の調整等（訓令第8条第2項関係）

(1) 訓令第8条第2項の規定により府中刑務所において行う事務は、次のとおりとすること。

ア 各刑事施設から送付された指紋原紙等の処理に関する事項

イ 指紋原紙等の保管に関する事項

ウ 前科発見に関する事項

エ 受刑歴等の照会に対する回答

(2) 府中刑務所長は、上記（1）の事務を行うに当たって必要があるときは、他の刑事施設に対し、照会を行い、通知を発し、書類の提出を求め、又は指紋原紙等の記載等の是正を求めるなどの措置を講ずること。

(3) 府中刑務所長は、保管している指紋原紙のうち、死亡が確認された者、新たな指紋原紙が作成された者及び90歳以上で最終受刑事項欄に記載されている刑の終了により出所すべき日を経過した者（最終受刑事項欄に記載されている刑が一部執行猶予刑（刑法（明治40年法律第45号）第27条の2第1項の

規定又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定によりその一部の執行を猶予された刑をいう。以下同じ。）であって刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていない場合においては、その猶予の期間を経過した者の指紋原紙を廃棄することができる。

2 指紋原紙の作成その他の指紋の事務（訓令第8条第3項関係）

(1) 指紋原紙の様式

訓令第8条第1項第2号に規定する指紋原紙の様式は、別紙様式1のとおりとすること。

(2) 指紋押なつの時期

ア 指紋は、入所後24時間以内に指紋原紙に押なつさせることを原則とし、遅くともその翌日中にはこれを押なつさせなければならないこと。疾病その他の事由により上記期限までに押なつさせることのできなかつた者につきその事由がやんだときは、速やかに指紋を押なつさせること。

イ 押なつが上記アの期限までになされなかつたときは、その事由を指紋原紙表面（以下「表面」という。）「備考」欄に記載すること。

(3) 指紋押なつができない場合の処理

指紋の押なつをすべき者が疾病その他の事由のため押なつができないまま釈放されたときは、指紋原紙各欄に所定の事項を記入し、表面「備考」欄に押なつ不能の事由を朱記すること。

(4) 指紋原紙の作成

指紋原紙は1人につき1通を作成し、それを府中刑務所に送付するとともに、その写しを本人の被収容者身分帳簿につづること。

(5) 指紋押なつの方法

指紋原紙には、次のとおり押なつさせること。

ア 表面「左手示指」欄には、左手示指の指端関節の屈折部を同欄下端の黒線の直上に当て、指爪面の一侧を指紋原紙に垂直に置き、その他側が指紋原紙に垂直に至るまで回転させること。ただし、印象不鮮明のときは、さらに、上部の余白に押なつさせ、余白のない場合には貼紙をしてこれをする。

イ 左手示指の欠損その他の事由によって押なつさせることのできないときは、他の指の指印を押なつさせ、どの指の指印であるかを注記すること。

(6) 署名

受刑者に指紋を押なつさせたときは、直ちに表面の「被収容者氏名自署」欄にその氏名を自署させ、自署することができない者については、作成者においてその事由を記載すること。

(7) 指紋原紙の記載要領

指紋原紙の記載要領は次のとおりとすること。

ア 氏名欄

本人の氏名を記入し、氏名にはすべて振り仮名をつけること。氏名欄の氏名が「被収容者氏名自署」欄の氏名と異なるときは、「氏名」欄の下部に横書きでその理由を細字で記入すること。

イ 国籍欄

日本国籍以外の国籍を有する受刑者については、その国籍名を記入すること。

ウ 職業欄

逮捕当時の職業名を記入し、数種あるときはその主なものから順次記入すること。

エ あだ名その他の称呼欄

本名以外の通称又は俗称の全部を記入すること。

オ 男女の別欄

男又は女と記入すること。

カ 分類番号欄

上段には指紋原紙を作成した西暦年の下2桁に、平成18年5月23日付け法務省司第543号法務大臣官房司法法制部長通知「矯正統計符号表の制定について」の庁名符号表に基づく作成施設に係る3桁の符号を、下段には、本人の西暦年による出生年の下2桁目（十の位）と暦年による年間の作成順序に従った一連番号を4桁で記入すること。

キ 本籍欄

本籍を都道府県名から番地まですべて記入すること。

ク 住所欄

逮捕当時の住所地を都道府県名から番地まですべて記入すること。

ケ 出生地欄

出生地を都道府県名から番地まですべて記入すること。なお、航海中又は旅行中に出生した者であるときは、その旨及びその届出地を記入すること。

コ 生年月日欄

出生の年月日を記入すること。

サ 特徴欄

指紋そのものに関係のない入れ墨、傷痕等の身体の特徴を記入すること。

シ 備考欄

次の事項その他指紋について参考となるべき事項を横書きで細字で記載すること。

(ア) 指紋の欠損、不具若しくは負傷疾病その他の事由により指紋を押なつすることができず、又はこれらの事由により不整の印象を生じたときは、その事由

(イ) 剥皮傷痕その他の事由により印象の不鮮明のときは、その事由

(ウ) 外角の欠如したときは、その事由

ス 作成年月日・施設名欄

指紋原紙の作成の年月日をアラビア数字で記入するとともに、刑事施設名を記入し、指紋担当者が認印すること。

セ 受刑事項欄には、最上欄の各項目それぞれ該当する事項を記入すること。余白のないときは同型の副紙を貼紙としてこれに追記すること。

ソ 2個以上引き続き執行すべき刑があるときは、各刑につき各1欄を用い、執行の順序によりこれを記載し、刑名刑期の肩に朱書で(1)、(2)等の符号をつけ、かつ、第1刑出所の理由及びその年月日の左傍に「下欄の刑引き続き執行」と朱記すること。

タ 判決を受けた者の氏名欄

判決書に記載してある氏名を記入すること。

チ 罪名欄

併合罪であるときは、併合された各罪名を記入すること。

ツ 刑名刑期(金額)欄

判決の刑名刑期を記入し、未決勾留日数を算入されたとき、又は減刑等により刑期に変更のあったときは、その左傍に未決勾留算入日数又は変更刑期を朱記すること。

一部執行猶予刑については、そのうち執行が猶予されなかった部分(以下「実刑部分」という。)の期間を記入し、「(一部執行猶予刑の実刑部分)」又は「(実刑部分)」と付記した上、その下部に言渡しのあった刑名刑期等を「懲役〇年うち〇月につき執行猶予〇年」等と記入すること。

なお、罰金又は科料を併科されたときは、刑期の左傍にその金額を付記すること。

テ 言渡し裁判所欄

確定した判決を言い渡した裁判所名を記入すること。

ト 執行刑務所欄

刑を執行した刑事施設名を記入すること。ただし、1個の刑を複数の刑事施設において執行した場合には、最後に刑を執行した刑事施設名を記入すること。

ナ 出所の理由及びその年月日欄

現に執行中の刑についてはあらかじめその終了により出所すべき年月日（一部執行猶予刑について刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていないときは、実刑部分の期間の執行終了により出所すべき年月日）を記入し、大赦、特赦、仮釈放、刑の執行停止、逃走等により出所したときは、その出所事由及び出所年月日を朱記すること。

(8) 再入所者の取扱い

指紋を押なつした者でその年齢90歳以上のものが再入所したときは、新しい指紋原紙1通を作成し、受刑事項その他の事項を全部記入して、府中刑務所に送付すること。

(9) 受刑事項欄の各項目のうち追加が生じた場合の取扱い

指紋を押なつした者が再び懲役又は禁錮の刑に処せられ、受刑事項に追加を生じたときは、別紙様式2による指紋原紙受刑追加小票を作成し、府中刑務所に送付すること。刑の全部の執行猶予の言渡しの取消しその他の事由により受刑事項に追加を生じたときも同様とすること。

(10) 指紋の紋様が変化した場合の取扱い

再び懲役又は禁錮の刑に処せられ、受刑事項に追加を生じた受刑者の記2の(5)ア又はイにより採取した指紋中に終結身分帳簿につづってある指紋原紙(写し)の印象と対照し新たな欠損若しくは損傷のため指紋の紋様に変化を生じたと認めるとき又は刑執行中の負傷等により指頭若しくは隆線が欠損したときは、新たに指紋原紙1通を作成し、上記(4)の例により取り扱い、表面「氏名欄」の上部に㊦の記号印を押なつし、かつ、その事由を表面備考欄に朱記すること。

(11) 通知

指紋を押なつした者について、次のアからカまでの事由があるときは、それぞれ所定の様式によりその事由を府中刑務所に通知すること。

ア 前科前歴のあることを発見したとき 別紙様式3

イ 減刑、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消し（刑事施設において実刑部分の期間を執行中である場合に限る。）、刑執行順序変更等により受刑事項に異動を生じたとき 別紙様式4

ウ 大赦、特赦、仮釈放、不定期刑釈放、刑の執行停止、逃走等により刑の終了又は実刑部分の期間の執行終了前に出所したとき 別紙様式5

エ 仮釈放の処分の取消し又は失効（刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失うことをいう。）、刑の執行停止の取消し、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消し（実刑部分の期間の執行を終了している場合に限る。）、逃走逮捕等により復帰したとき 別紙様式6

オ 死亡したとき 別紙様式7

カ 氏名又は生年月日を訂正したとき 別紙様式 8

(12) 指紋担当者

刑事施設には、指紋担当者を置き、指紋事務に従事させること。

(13) 指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票の作成に付随する手続

指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票の作成を的確に行うため、さらに、次の手続をすること。

ア 新たに指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票を作成したときは、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式（平成 13 年法務省矯保訓第 651 号大臣訓令）様式第 1 号の 3 の所定の欄に次の記号印を押なつし、指紋担当者が認印すること。

(ア) 指紋原紙を作成したとき 原紙済

(イ) 指紋原紙受刑追加小票を作成したとき 小票済

イ 指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票を未作成のまま移送するときは、当該被収容者身分帳簿左方に指紋未済移送の記号印を押なつすること。

ウ 他の刑事施設から移送を受けた受刑者については、指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票が作成済みであるか否かを調査すること（上記イの記号及び身分帳簿つづりの指紋原紙に基づき調査し、なお不明の場合は移送元施設に照会の上確かめること）。調査済みのものについては、上記アの例により処理すること。

(14) 移送の場合の処理

指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票が未作成の受刑者が移送されたときは、受送した刑事施設において指紋原紙又は指紋原紙受刑追加小票を作成し、府中刑務所に発送すること。

(15) 指紋原紙等の送付方法

指紋原紙及び指紋原紙受刑追加小票は、1 月ごとに取りまとめ、別紙様式 9 の原紙作成分類番号別氏名表又は別紙様式 10 の受刑追加小票作成分類（指紋）番号別氏名表を添えて、府中刑務所に送付すること。

(16) 指紋押なつ者前科発見調書等の送付方法

別紙様式 3 から別紙様式 10 までの書面を送付するときは、別紙様式 11 の指紋に関する諸調書件数表を添えること。

(17) 指紋原紙等の送付期限等

ア 指紋原紙等の送付期限は、作成した月の翌月 20 日までとすること。

イ 提出する指紋原紙その他関係書類は、なるべく丸めたりせず平面に広げ、丁重に包装すること。

(18) 経過措置

本依命通達施行の際にすでに廃止されている指紋原紙取扱規程（昭和25年法務府矯保甲第1046号総裁訓令。以下「旧指紋規程」という。）及び旧通達に定める帳票様式に在庫がある場合、本依命通達に定める様式に代えて、以下の様式を使うことができること。

ア 別紙様式1 旧指紋規程第1号様式及び同様式（裏面）又は旧通達別紙様式3号及び同様式（裏面）

イ 別紙様式2 旧指紋規程第2号様式又は旧通達別紙様式4号

ウ 別紙様式3 旧指紋規程第3号様式又は旧通達別紙様式5号

エ 別紙様式4 旧指紋規程第4号様式又は旧通達別紙様式6号

オ 別紙様式5 旧指紋規程第5号様式又は旧通達別紙様式7号

カ 別紙様式6 旧指紋規程第6号様式又は旧通達別紙様式8号

キ 別紙様式7 旧指紋規程第7号様式又は旧通達別紙様式9号

ク 別紙様式8 旧指紋規程第8号様式又は旧通達別紙様式10号

ケ 別紙様式9 旧指紋規程第12号様式又は旧通達別紙様式14号

コ 別紙様式10 旧指紋規程第13号様式又は旧通達別紙様式15号

サ 別紙様式11 旧指紋規程第14号様式又は旧通達別紙様式16号

3 称号番号（訓令第9条関係）

(1) 番号台帳

ア 刑事施設には、被収容者の法的地位の別ごとに、称号番号台帳を備えることを原則とし、少なくとも、受刑者（労役場留置者を含む。以下同じ。）と受刑者以外の被収容者（監置場留置者を含む。以下同じ。）とは、必ず別の台帳を備えること。

イ 被収容者に称号番号を付す場合には、称号番号台帳の空いている番号欄に、その氏名を記入すること。

ウ 刑の終了、実刑部分の期間の執行終了、仮釈放、移送、刑の執行停止、逃走等により被収容者が刑事施設に収容されなくなった場合には、称号番号台帳に、その年月日及び事由を記載すること。

(2) 称号番号の変更禁止

訓令第9条第1項の規定により、被収容者に対し、称号番号を付した場合には、原則として、同一の刑事施設に継続して収容されている間、これを変更しないこと。

(3) 称号番号の変更の例外

訓令第9条第2項ただし書は、称号番号の変更の例外を定めているが、少なくとも、受刑者が受刑者以外の被収容者となったとき、又は受刑者以外の被収容者が受刑者となったときは、原則どおり、称号番号を変更すること。